

ビル防火戸に関する当協会が所管する認定の運用の停止について

平成30年4月1日

建築基準法において防火設備の規定が整備された平成12年以降、当協会はビル防火戸に係る国土交通大臣認定の通則的運用を進めてまいりました。しかしながら、こうした通則的運用において、アルミニウム合金製引き窓(アルミ樹脂複合構造)について大臣認定仕様と異なる仕様の製品が販売されていたことが、平成22年10月から平成23年3月にかけて判明したことを受けて、当協会では、ビル防火戸の通則的運用を停止し、各会員企業において大臣認定(個別認定)を取得する方針を定めて、その準備を進めてまいりました。

今般、各会員企業における個別認定の取得に関する準備が整ったことから、平成31年3月31日をもってビル防火戸(下記)の通則的運用を停止することを決定いたしました。

尚、平成31年3月31日までに通則的運用に基づく認定品にてご契約いただいた物件については、通則的運用に基づく認定品をご使用いただけます。

皆様へは大変ご心配をおかけしますが、運用停止後は、会員企業が取得した大臣認定品でのお取引となりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

【運用を停止するビル防火戸】

- 1) アルミニウム合金製防火戸(EB-9101～9108)
- 2) 複層ガラス入アルミニウム合金製折りたたみ戸(EB-0275)
- 3) 耐熱板ガラス入り鋼製防火戸(EB-9131～9133)
- 4) 木質系開き戸(EB-9141)
- 5) 複合防火設備(CAS - 0259～0262)

以上

【本件に関する問い合わせ窓口】

一般社団法人 カーテンウォール・防火開口部協会

〒105 - 0002 東京都港区愛宕1 - 3 - 4 愛宕東洋ビル7階 TEL 03 - 6459 - 0730

受付時間：9：00～17：00(土日祝日を除く)